

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すことにより安定化を図る。
事業内容	<p>根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○子ども均等割軽減繰出金 未就学児にかかる国民健康保険税均等割5割軽減分を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○その他繰出金 市の基準により定めている項目について繰り出す。 ・福祉医療波及分:子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費のうち、保険者の責に帰することのできない健診部分を繰り出す。 <p>●主な決算の内訳 ○国民健康保険特別会計繰出金 430,888,000円</p>
事業の成果・効果	<p>低所得者に係る保険税軽減分を繰り出すことで、他の加入者の保険税負担とならないようにしている。</p> <p>低所得者や高齢者の数に応じて一定の額を繰り出すことで、中間所得層の税負担の増加を緩和している。</p> <p>保険者が実施すべき保健事業に係る費用や事務費用などを繰り出すことで、保険税負担への転嫁を抑えている。</p> <p>市の施策である福祉医療の実施による国庫補助金の減額について、加入者の負担とならないよう繰り出しを行っている。</p>

II : 個別事業内訳

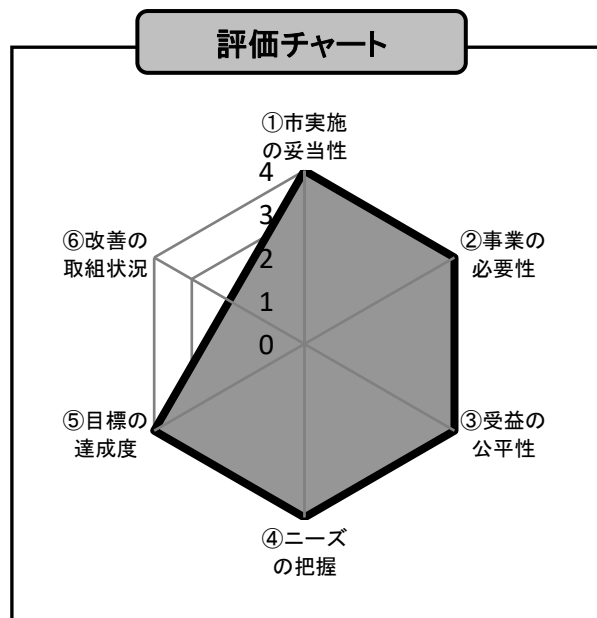
(単位:千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
国民健康保険特別会計繰出金	430,888	222,929	207,959	48%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	430,888	222,929	207,959	48%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		445,111	430,888	444,116
財源内訳	国県支出金	211,068	222,929	213,629
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	234,043	207,959	230,487
一般財源の割合		53%	48%	52%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担（国民健康保険法第72条の3）などを繰り入れるものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約13,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰入金である。
④ニーズの把握	4	繰入金の範囲等について、被保険者（受益者）だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	サービスそのものではなくサービスを行うための財政運営に係る業務であり、広く市民に情報発信するものではない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	—
令和5年度に見直しを実施している事項	令和4年度国保運営協議会答申において「令和6年度以降の国保運営の財源については、保険税負担増に求めるばかりでなく、全庁的な工夫により確保を図る」とされたため、令和4年度の決算、財政分析を行ったうえで、令和6年度の税率や財源を検討する。
今後見直しを検討する事項	国保運営の財源について、一般会計を含めた財源確保の手段を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国保運営のための財源確保	令和4年度の決算及び財政分析を行い、一般会計を含めた財源確保の手段を検討する。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	5	国民年金費	212

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、法定受託事務を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○各法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付、年金生活者支援給付金申請の受付、世帯及び所得状況の提供）を年金事務所と連携し、適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所と連携し、年金制度や請求などに関する相談業務を行う。 ●決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○特別旅費 2,280円 ○消耗品費 97,699円 ○通信運搬費 49,000円 ○愛知県都市国民年金協議会負担金 700円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ●法定受託事務については、業務全般を滞りなく作業を進めることができた。 ●国民年金の資格取得時に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。 ●法定受託事務以外の業務については年金事務所等と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防いだ。

II : 個別事業内訳

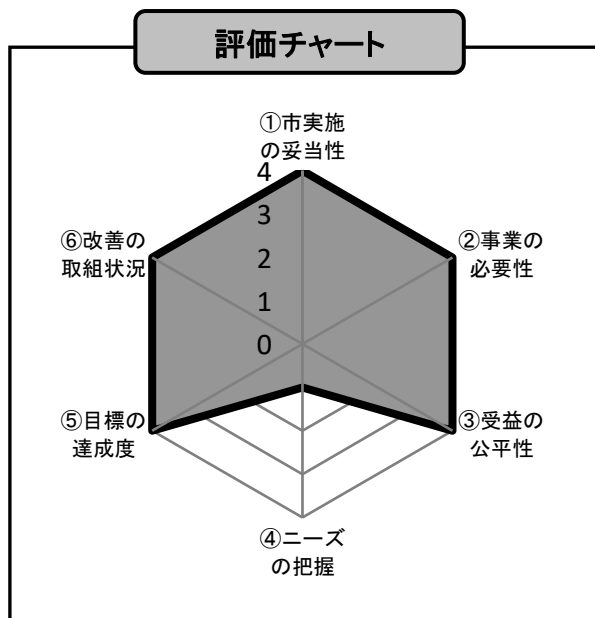
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
国民年金事務	150	150	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	150	150	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		1,395	150	191
財源内訳	国県支出金	1,395	150	191
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	厚生年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の収入に直結するものである。
④ニーズの把握	1	国からの法定受託事務のため、市としてニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	4	問題なく事務を行うことができた。
⑥改善の取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、制度をわかりやすくするため、ホームページや広報等による情報発信に取り組んでいる。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び各法事務処理基準に基づく業務のため、見直しを行う必要がないものである。
令和5年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	6	福祉医療助成費	212

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	福祉医療助成												
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担分を条例、規則に基づき助成を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額を助成する。 ●決算の主な内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>○障害者医療費</td> <td style="text-align: right;">133,673,113円</td> </tr> <tr> <td>○子ども医療費</td> <td style="text-align: right;">336,944,361円</td> </tr> <tr> <td>○母子父子家庭医療費</td> <td style="text-align: right;">38,154,300円</td> </tr> <tr> <td>○精神障害者医療費</td> <td style="text-align: right;">72,336,416円</td> </tr> <tr> <td>○後期高齢者福祉医療費</td> <td style="text-align: right;">156,461,590円</td> </tr> <tr> <td>○養育医療費</td> <td style="text-align: right;">4,867,562円</td> </tr> </table> 	○障害者医療費	133,673,113円	○子ども医療費	336,944,361円	○母子父子家庭医療費	38,154,300円	○精神障害者医療費	72,336,416円	○後期高齢者福祉医療費	156,461,590円	○養育医療費	4,867,562円
○障害者医療費	133,673,113円												
○子ども医療費	336,944,361円												
○母子父子家庭医療費	38,154,300円												
○精神障害者医療費	72,336,416円												
○後期高齢者福祉医療費	156,461,590円												
○養育医療費	4,867,562円												
事業の成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。												

II : 個別事業内訳

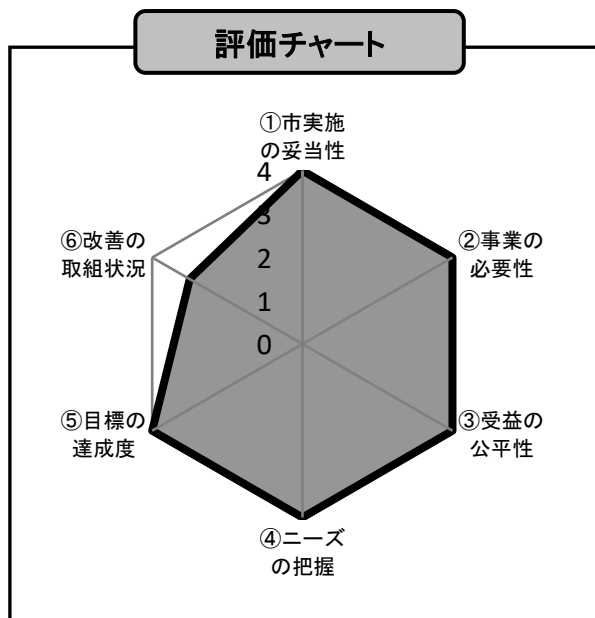
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
福祉医療助成事務	10,425	2,161	8,264	79%	2	2	2
障害者医療助成	133,673	67,339	66,334	50%	4	4	4
子ども医療助成	336,944	336,944	0	0%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	38,154	38,154	0	0%	4	4	4
精神障害者医療助成	72,336	15,030	57,306	79%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	156,462	70,024	86,438	55%	4	4	4
未熟児養育医療助成	4,868	3,419	1,449	30%	4	4	4
合計	752,862	533,071	219,791	29%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		704,336	752,862	802,271
財源内訳	国県支出金	223,610	240,576	262,351
	地方債	0	0	0
	その他	257,241	292,495	305,919
	一般財源	223,485	219,791	234,001
一般財源の割合		32%	29%	29%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために、継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者約16,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	4	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	福祉医療事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	令和4年度より、高校生相当年齢について自己負担額を全額助成とした。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	後期高齢者医療制度において、自己負担割合2割が導入されたことに対する影響を考慮し、後期高齢者福祉医療助成の当初予算を計上した。
令和5年度に見直しを実施している事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向を考慮し、市の対応を検討していく。
今後見直しを検討する事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向を考慮し、市の対応を検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
県、他市の福祉医療制度見直しの動向を注視する必要がある。	令和4年度より子ども医療費助成の拡大を行っており、当面は見直しの必要はないと考える。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療療養給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払い計画に基づき支出する。
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

II : 個別事業内訳

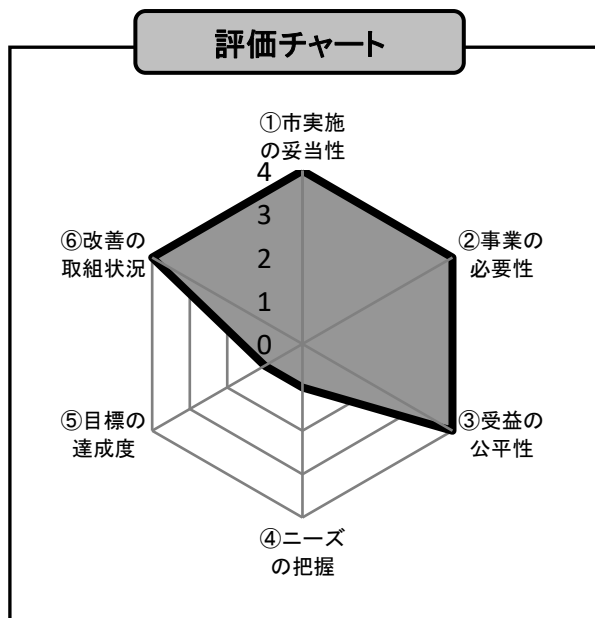
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者医療療養給付費負担金	846,061	0	846,061	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	846,061	0	846,061	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		831,708	846,061	886,377
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	831,708	846,061	886,377
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律により、市が療養給付費の一部を負担する。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する、保険制度を維持するうえで必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律により定められた費用を支出するものであり、見直しの必要がないものである。
令和5年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療特別会計の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○根拠法令に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施。 ●決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○保険基盤安定繰出金 189,456,980円 ○事務費繰出金 15,730,775円 ○その他繰出金 9,959,000円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II : 個別事業内訳

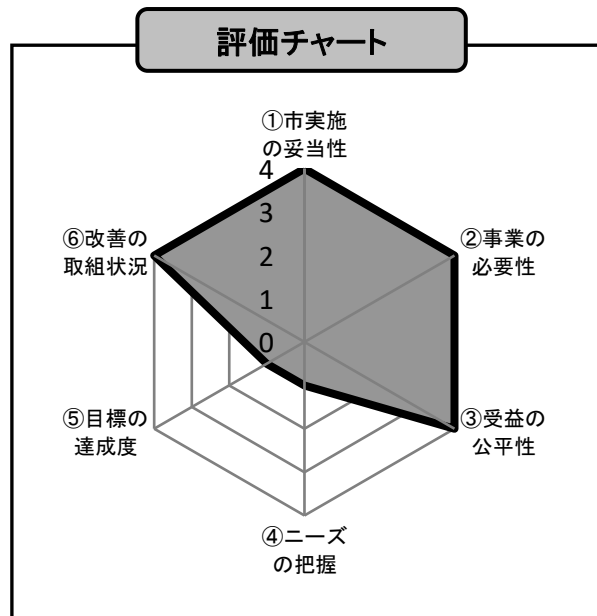
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者医療特別会計繰出金	215,147	142,093	73,054	34%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	215,147	142,093	73,054	34%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		225,927	215,147	250,636
財源内訳	国庫支出金	134,780	142,093	156,836
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	91,147	73,054	93,800
一般財源の割合		40%	34%	37%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が加入する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和5年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者保健
事業目的	後期高齢者医療被保険者に対する保健事業（健康診査、保健事業と介護予防等の一体的実施）を、効率的かつ効果的に実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市が健康診査を実施する。 ○健康診査未受診者、医療機関未受診者等に対し、保健師が訪問するなど、医療機関への受診勧奨や通いの場への案内を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療被保険者の健康診査 ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施 ●決算の主な内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○普通旅費 5,220円 ○消耗品費 17,988円 ○印刷製本費 637,065円 ○通信運搬費 1,398,395円 ○手数料 1,541,925円 ○後期高齢者健康診査委託料 63,275,975円
事業の成果・効果	健康診査、保健事業と介護予防の一体的実施を実施することで、フレイルに着目した健康課題を把握し、必要なアプローチを実施した。

II : 個別事業内訳

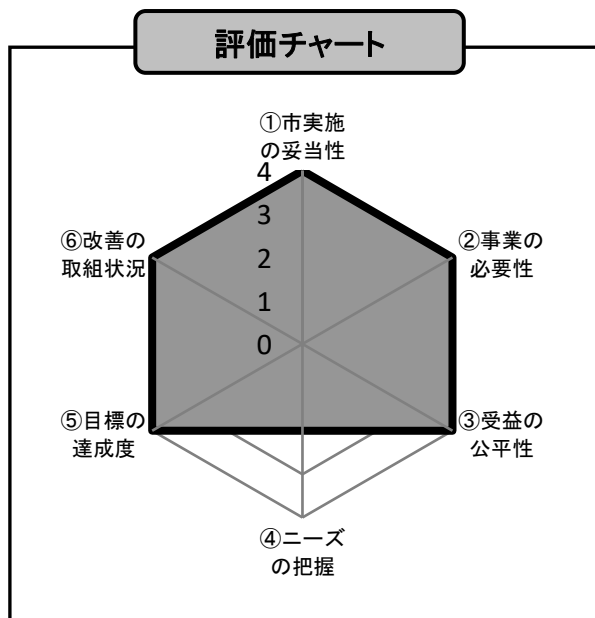
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者保健	67,032	59,024	8,008	12%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	67,032	59,024	8,008	12%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		58,963	67,032	82,117
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	52,609	59,024	61,244
	一般財源	6,354	8,008	20,873
一般財源の割合		11%	12%	25%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものである。
②事業の必要性	4	市民の健康管理、健康維持に必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の被保険者を対象とする事業である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	健康診査の受診率は、前年度を上回っている。
⑥改善の取組状況	4	従来の受診券から氏名等記入済みの受診票に変更するなど、受診率向上のための改善に努めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	従来の受診券から氏名等記入済みの受診票に変更した。
令和5年度に見直しを実施している事項	受診票を入れる封筒及び同封物を市民にわかりやすいようにレイアウトの見直しを行った。
今後見直しを検討する事項	令和6年度より健康診査の受診項目に、高齢者のフレイル状況(低栄養)を判定するための検査項目の追加。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
後期高齢者被保険者数増加に伴う後期高齢者医療健康診査受診者数増加による健診結果入力作業	令和4年度より実施しているAI-OCRを活用した入力作業の各工程の見直し

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

企業会計名	決算書(P)
国民健康保険特別会計	418

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	県とともに保険者として、国民健康保険税や国・県等からの負担金や補助金を原資とし、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う等、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	<p>●全体計画 県からの保険給付費等交付金によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の収入により確保するため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、適正な税率に改定する。</p> <p>●主な事業内容 ○被保険者の資格管理 ○保険給付 ○保険税の賦課 ○保健事業の実施</p> <p>●主な決算の内訳 ○保険給付費 4,506,195,230円 ○事業費納付金1,829,780,801円 ○保健事業費 77,675,790円 ○国民健康保険税 1,330,710,566円 ○県支出金 4,583,739,266円</p> <p>●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○地方税法 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則</p>
事業の成果・効果	<p>保険者として、被保険者の疾病等に関し必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。 令和3年度決算を基に財政分析を行い、運営協議会の答申を踏まえて、令和5年度の税率改定を行った。 特定健康診査については、受診率の高い高齢者が後期高齢者医療に移行していく中、個別勧奨事業により昨年度と同水準の受診率を維持できた。</p>

II : 個別事業内訳

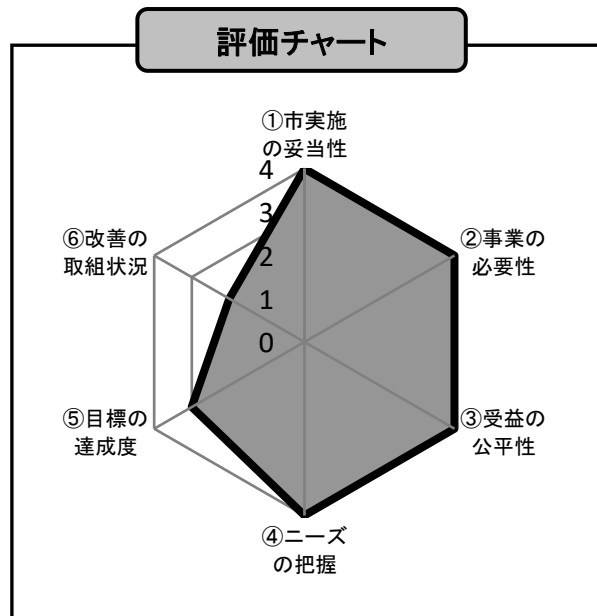
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
総務費	24,150	23,516	634	3%	2	2	2
保険給付費	4,506,195	4,485,214	20,981	0%	2	2	2
国民健康保険事業費納付金	1,829,780	149,209	1,680,571	92%	2	2	2
保健事業費	77,676	51,945	25,731	33%	3	3	3
諸支出金	27,780	0	27,780	100%	2	2	2
財政安定化基金拠出金・基金積立金・公債費	135,046	0	135,046	100%	2	2	2
予備費	0	0	0	-	2	2	2
合計	6,600,627	4,709,884	1,890,743	29%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		6,609,827	6,600,627	6,867,382
財源内訳	国県支出金	4,581,904	4,565,393	4,827,672
	地方債	0	0	0
	その他	184,563	144,491	171,359
	一般財源	1,843,360	1,890,743	1,868,351
一般財源の割合		28%	29%	27%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の必要性	4	国民健康保険を維持し、加入者が医療機関を安定的に受診するために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約13,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	3	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	国保財政の健全な運営のため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ税率改定を実施した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	安定した事業運営を行うため、令和5年度の税率改定を行った。 受診者や医療機関の負担軽減を図るため、特定健康診査受診券様式の改善を行った。
令和5年度に見直しを実施している事項	安定した事業運営を行うため、引き続き税率改定の検討を行う。また、税負担以外の財源確保の検討を行う。
今後見直しを検討する事項	国民健康保険事業会計について、財政状況を分析・検証し、適正な税率改定及び財源確保の検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国民健康保険事業運営に係る税率等検討。 マイナンバーカードと保険証の一体化に関する運用の検討。	急激な負担増を緩和するため、国民健康保険事業基金の活用や新たな財源の検討を行いながら、国保税を計画的に県基準に合わせていく。 国の動向を注視し、マイナンバーカードと保険証の一体化に関する運用の検討を進める。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

企業会計名	決算書(P)
後期高齢者医療特別会計	496

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格管理に関する申請等の受付 ○保険給付に関する申請等の受付 ○保険料の徴収 ○窓口2割負担導入に伴う保険証再送付 ●主な関係法令等 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の医療の確保に関する法律 ○愛知県後期高齢者医療広域連合規約 ○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則 ●決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○総務費 11,600,721円 ○後期高齢者医療広域連合納付金 1,310,016,555円 ○諸支出金 18,289,142円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II : 個別事業内訳

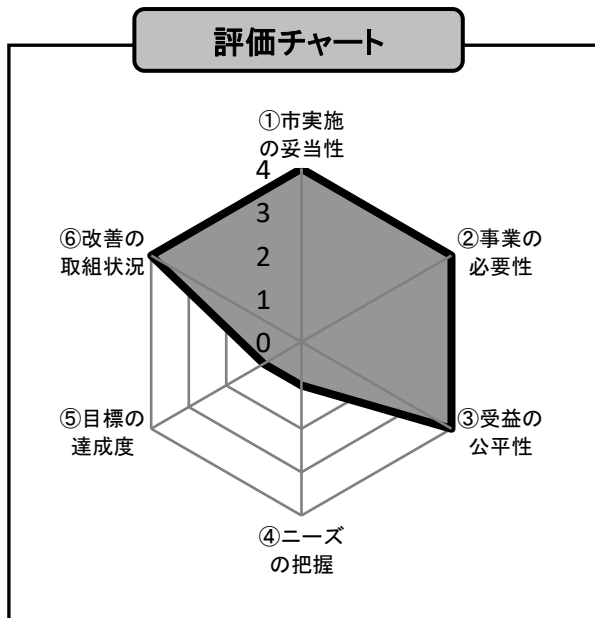
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	報発信・共有	業務の効率化
後期高齢者医療特別会計	1,339,906	1,339,906	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,339,906	1,339,906	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		1,323,807	1,339,906	1,505,185
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	1,323,807	1,339,906	1,505,184
	一般財源	0	0	1
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質のものではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和5年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—